

## [事案 24-82] 災害死亡保険金支払請求

・平成 24 年 11 月 26 日 裁定打ち切り

※本事案の申立人は、法人である。

### <事案の概要>

酒気帯び運転中の事故を理由に災害死亡保険金が支払われないことを不服として、その支払いを求めて申立があったもの。

### <申立人の主張>

平成 22 年 5 月に従業員を被保険者として加入した団体定期保険について、被保険者が自動車事故により死亡したため保険金を請求したところ、普通死亡保険金は支払われたが、災害死亡保険金については酒気帯び運転中に生じた事故であるとして、支払われなかった。以下等の理由により、不支払いの決定は不当であるので、災害死亡保険金の支払いを求める。

- (1) 死体検案書には事故死との記載はあるが、酒気帯び運転であった旨の記載はない。
- (2) 被保険者は飲酒の習慣がないうえ事故当日は体調を崩しており、飲酒をしたとは考えにくい。
- (3) 他に加入していた保険会社からは災害死亡保険金が支払われている。

### <保険会社の主張>

下記の理由により、本件事故については災害保険金の支払事由に該当しないため、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 約款上、被保険者が法令に定める酒気帯び運転等をしている間に生じた事故については、災害保険金を支払わない旨定められている。
- (2) 死体検案書発行者である大学医学部の法医学教室から入手した資料には、被保険者の血液中に法令で定める量を超える濃度のエチルアルコールが認められた旨の記載がある。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により、本件は指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条第 1 項 3 号に基づき、裁定打ち切り通知にて理由を明らかにして裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 本件においては、事故当時の被保険者の血中アルコール濃度が重要な争点である。
- (2) しかしながら、裁判外紛争処理機関である当裁定審査会は証人尋問や第三者に記録の提出を求める権限がなく、専門家に医学鑑定を囑託する手続も有していないことから、公正かつ適正な判断を行うためには、本件は裁判所における訴訟による解決が適当であり、当裁定審査会において裁定を行うことは適当でないと判断する。